平成２３年（フ）第３２９号
岩手県花巻市東和町田瀬１区360番地
債務者　阿部真由美
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３３４号
岩手県北上市鬼柳町笊渕135番地２　ドリームハイツ１―105号
債務者　細越　　恵
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３４８号
盛岡市東松園１丁目30番15―404号、旧住所盛岡市黒石野３丁目20番44号　プレステージⅡ黒石野108号
債務者　島田　竹伸
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２１２号
兵庫県明石市大久保町江井島1647番地の４大久保スカイハイツ110号
債務者　廣田　邦英
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
神戸市西区玉津町水谷19番地の１　サウスヒル水谷107号
債務者　尾崎　教義
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
神戸市西区岩岡町岩岡613番地の23
債務者　小川智津子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
兵庫県明石市小久保６丁目12番地の10　マンションビクトリーＴ－２号
債務者　スナック志麻こと　島田　貞子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
兵庫県明石市松江794番地　第１赤竹荘
債務者　山下　裕也
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
兵庫県明石市宮の上１番17―114号
債務者　早川セツ子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
兵庫県明石市西明石北町１丁目３番22号　清秀レジデンス403号、旧住所神戸市西区中野２丁目６番地の５
債務者　今西　惇子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
奈良県生駒郡斑鳩町小吉田１丁目13番７号
債務者　森川眞知子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３０２号
奈良市朱雀６丁目５－１　コンフォート朱雀Ⅵ　５－Ａ号、住民票上の住所奈良市右京２丁目３番地　平城第２団地18―502
債務者　田口　洋三
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３８０号
奈良県生駒郡斑鳩町興留１丁目８番20―302号
債務者　大塚伊佐子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第８１号
福岡県田川市桜町13番42号
債務者　堀江　義弘
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第８９号
福岡県田川郡川崎町大字池尻1466番地
債務者　藤川　雅子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第６６８号
北九州市小倉南区石田町３番６―307号
債務者　佐伯　寿美
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９１号
山口県周南市大字湯野3868番地の４　県営住宅204号
債務者　池永　有実
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所周南支部